

第5章

計画を推進するために

第5章 計画を推進するために

1. 推進体制

(1) 市民主体による地域課題の解決力強化

支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成することが求められています。市民主体による地域課題の解決力を強化できるよう、地域住民・団体等による市民参加の場の提供や活動しやすい仕組みづくりを進めていきます。

(2) 社会福祉協議会との連携の強化

社会福祉協議会は、地域福祉の中心的役割を担っており、地域福祉の向上を目的とする事業の企画や実施、他団体への助成などを通じて、地域福祉の推進に大きく貢献しています。

社会福祉協議会が進める、住みよい地域づくりを行っていくための具体的な行動目標を定めた地域福祉活動計画は、地域福祉計画の共助の部分の補完するものであることから、その役割が期待されます。

このため、両計画が相互に補完・補強しながら取り組みを図り、社会福祉協議会との連携を強化し、地域福祉を推進していきます。

(3) 市内大学との連携体制の強化

本市には、保健・医療・福祉の専門的知識と技術を学ぶことができる埼玉県立大学と文教大学があります。本市とこれらの大学とは、協働のまちづくりを推進するとともに、地域社会の発展に寄与することを目的とした包括協定を締結しています。

埼玉県立大学と文教大学は、地域福祉を推進する上での重要なパートナーであり、これまでと同様に今後も連携体制の強化を図っていきます。

(4) 越谷市社会福祉審議会地域福祉専門分科会（本計画策定時は越谷市地域福祉推進協議会）

社会福祉審議会は、社会福祉に関する事項を調査・審議するための附属機関です。調査・審議内容が社会福祉という広範な分野に関わることから、複数の分科会や部会で構成され、各分科会等において、調査・審議が執り行われます。

地域福祉専門分科会では、地域福祉の取り組みに関する情報を共有するとともに、計画に係る事業の進捗状況の把握・課題やニーズの提示、必要な支援策の提案等、地域福祉に関する事項を調査・審議しています。

(5) 庁内関係各課の連携

地域福祉の施策の推進にあたっては、高齢、障がい、児童等といった福祉の分野にとどまらず、地域での生活を支援していくため、安全・安心、健康づくりを含めた幅広い分野から福祉を捉え、地域福祉の視点に立った取り組みを進めていけるよう、庁内の関係各課が連絡・調整を十分に図り、施策の推進に努めます。

2. 進行管理と評価

本計画を実践し、地域福祉を推進していくため、関係各課及び社会福祉協議会は、計画の第4章「基本目標に向けた取り組み」に掲げている事業の進捗状況を毎年度把握し、越谷市社会福祉審議会地域福祉専門分科会へ報告します。

社会福祉事業従事者・学識経験者等で構成された越谷市社会福祉審議会地域福祉専門分科会は、市及び社会福祉協議会からの事業の進捗状況の報告を踏まえ、計画全体の進捗状況を把握していくとともに、進行管理を含む評価をしていきます。

また、本計画を「計画Plan」とし、毎年、「実施Do」「点検・評価Check」「見直しAction」を繰り返す、PDCAサイクルによる進行管理を実施するとともに、取り組み状況を点検評価し、改善や見直しに活用します。

計画の進行管理や評価の状況については、ホームページ等を通じて、市民に周知・公表します。

なお、今後も社会状況及びさまざまな福祉制度の変化などを踏まえ、必要に応じて計画の修正・見直しをしていきます。

資料編

1. 越谷市地域福祉推進協議会設置要領

平成20年10月30日
市長 決 裁

(設置)

第1条 越谷市地域福祉計画(以下「計画」という。)を市民及び各団体と協働して推進するため、越谷市地域福祉推進協議会(以下「推進協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進協議会は、計画の推進に必要な事項の協議、計画に係る事業の進捗把握、評価その他計画の推進に関することを所掌する。

(組織)

第3条 推進協議会は、委員25人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から市長が依頼する。

- (1) 学識経験者
- (2) 社会福祉関係者
- (3) 地域活動団体等関係者
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は依頼の日から2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 推進協議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

3 会長は、推進協議会を代表し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進協議会の会議は、必要に応じて市長が招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、推進協議会の委員以外の者を会議に出席させ、説明を求め、又は意見を聴取することができる。

(部会)

第7条 推進協議会に部会を置くことができる。

2 部会に関し必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第8条 推進協議会の庶務は、福祉部社会福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか推進協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この要領は、平成20年10月30日から施行する。

越谷市地域福祉推進協議会委員構成

(敬称略)

No	区分	委員	役職名	備考
1	学識経験者	朝日 雅也	埼玉県立大学保健医療福祉学部 社会福祉学科教授	副会長
2	学識経験者	森 恭子	文教大学人間科学部准教授	会長
3	社会福祉関係者	佐藤 博	越谷市民生委員・児童委員協議会会長	
4	社会福祉関係者	桑原 宏之	越谷市社会福祉協議会企画管理課長	
5	社会福祉関係者	平野 きよ	越谷市身体障害者福祉会事務局長	
6	社会福祉関係者	小柳 敬	越谷市精神障害者を守る会(やまびこ家 族会) 会長	
7	社会福祉関係者	高野 淑恵	越谷市手をつなぐ育成会会長	
8	社会福祉関係者	松本 實	社会福祉法人相模会の～びる保育園	
9	社会福祉関係者	和田 道哉	越谷市ボランティア連絡会顧問	
10	社会福祉関係者	中本 美智子	NPO 法人 子育てサポーター・チャオ 理事	
11	社会福祉関係者	日吉 孝子	NPO 法人 障害者の職場参加をすす める会	
12	地域団体等	原田 惣佐	越谷市自治会連合会会長	
13	地域団体等	河原 常美	越谷市コミュニティ推進協議会会長	
14	地域団体等	荻原 章子	越谷市商工会女性部副支部長	
15	地域団体等	五十嵐 平八	越谷市消費生活センター運営委員会会長	
16	地域団体等	林 智之	越谷市PTA 連合会常任理事	
17	その他	永山 毅	蒲生地区センター所長	
18	その他	小池 広彦	出羽地区センター所長	
19	その他	渋谷 博之	地域包括総合支援センター副主幹	

(平成 24 年 11 月 1 日現在)

2. 地域福祉推進協議会のこれまでの取り組み

年度	内 容
20 年度	越谷市地域福祉推進協議会の設置 (1) 地域福祉推進協議会の開催(2回) ・地域福祉計画の推進方法について (2) 地域福祉講座の開催 テーマ:「地域の支え合い活動とは」 内 容:活動紹介「桜井地区高齢者を支援する会」「子育てサロン」 講演「今後の地域の支え合いについて」
21 年度	(1) 地域福祉推進協議会の開催(3回) ・桜井地区内団体のヒアリング調査の実施決定 ・地域福祉協議会作業部会の設置 ・計画の進捗状況把握 (2) 作業部会の開催(5回) ・文教大学生の協力による団体ヒアリング調査の実施 (3) 地域福祉講座の開催 テーマ:「越谷市の地域福祉の現状と課題」 ～桜井地区団体ヒアリング調査から～ 内 容:文教大学生によるヒアリング調査の報告 事例発表と講演
22 年度	(1) 地域福祉推進協議会の開催(3回) ・「市民が提案するプロジェクト」の市内団体等のヒアリング調査の実施決定 ・地域福祉協議会作業部会の設置 ・計画の進捗状況把握 (2) 作業部会の開催(5回) ・文教大学、県立大学の学生の協力による団体ヒアリング調査の実施 (3) 地域福祉講座の開催 テーマ:「越谷市の地域福祉の現状と課題」 ～市内団体ヒアリング調査から～ 内 容:文教大学、県立大学の学生によるヒアリング調査の報告 ヒアリングのまとめ

23 年度	<p>(1) 地域福祉推進協議会の開催（3回）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害」をテーマとしたヒアリング調査の実施決定 ・地域福祉協議会作業部会の設置 ・計画の進捗状況把握 <p>(2) 作業部会の開催（5回）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文教大学、県立大学の学生の協力による団体ヒアリング調査の実施 <p>(3) 地域福祉講座の開催</p> <p>テーマ：「東日本大震災に学ぶ」～あの時、越谷で起こったこと～</p> <p>内 容：文教大学、県立大学の学生によるヒアリング調査の報告</p> <p>講演「東日本大震災発生後の状況、対応について」</p> <p>「東日本大震災と社会福祉協議会の活動」</p> <p>「災害ボランティア活動に参加して ～市民として災害に備える取組とは～」</p> <p>ヒアリングのまとめと全体討議</p>
24 年度	<p>(1) 地域福祉推進協議会の開催（4回）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現行計画の評価 ・第2次地域福祉計画素案の検討 <p>(2) 地域福祉講座(シンポジウム)の開催</p> <p>テーマ：「地域で支える仕組みづくり つながり きずな」</p> <p>～越谷市地域福祉計画に向けて～</p> <p>内 容：第1部 パネルディスカッション</p> <p>第2部 グループ討議</p>
25 年度	<p>(1) 地域福祉推進協議会の開催（1回）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2次地域福祉計画(概要)について
26 年度	<p>(1) 地域福祉推進協議会の開催（1回）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画の進捗状況把握 ・地域福祉ネットワーク推進モデル事業の取組みについて

3. 越谷市地域福祉計画検討委員会設置要領

平成24年5月18日
市長 決 裁

(設置)

第1条 第2次越谷市地域福祉計画の策定のため、越谷市地域福祉計画検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 検討委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織し、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

2 委員長は、検討委員会を代表し、会議の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(所掌事項)

第3条 検討委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

(1) 地域福祉を推進するための諸施策の検討に関すること。

(2) その他地域福祉の推進に関し必要なこと。

(会議)

第4条 検討委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、検討委員会の委員以外の者を会議に出席させ、説明を求め、又は意見を聴取することができる。

(設置期間)

第5条 検討委員会の設置期間は、設置の日から第2次越谷市地域福祉計画の案を策定する日までとする。

(作業部会)

第6条 検討委員会に計画原案の調査研究を行うため、作業部会を設置する。

2 作業部会の部会員は、別表第2に掲げる関係課所の副課長(副主幹)職及び係長(主査)職にある者をもって充てる。

3 作業部会にリーダー及びサブリーダーを置き、リーダーは社会福祉課長、サブリーダーは、社会福祉課保護担当副主幹の職にある者をもって充てる。

4 リーダーは、作業部会を代表し、会議の議長となる。

5 サブリーダーは、リーダーを補佐し、リーダーに事故あるとき又はリーダーが欠けたときは、その職務を代理する。

6 リーダーは、必要があると認めるときは、作業部会委員以外の者を会議に出席させ、説明を求め、又は意見を聴取することができる。

(庶務)

第7条 検討委員会及び作業部会の庶務は、福祉部社会福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか検討委員会に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この要領は、平成24年5月18日から施行する。

別表第1（第2条関係）

越谷市地域福祉計画検討委員会構成員名簿

役職	所属・職名
委員長	福祉部長
副委員長	福祉部副部長（兼）高齢介護課長 地域包括総合支援センター長
委員	企画部長
委員	子ども家庭部長
委員	企画部企画課長
委員	協働安全部参事（兼）市民活動支援課長
委員	協働安全部危機管理課長
委員	福祉部副参事（兼）社会福祉課長
委員	福祉部障害福祉課長
委員	福祉部国民健康保険課長
委員	子ども家庭部副部長（兼）子育て支援課長
委員	子ども家庭部保育課長
委員	保健医療部副参事（兼）市民健康課長
委員	環境経済部副参事（兼）産業支援課長
委員	教育総務部副参事（兼）生涯学習課長
委員	学校教育部指導課長

別表第2（第6条関係）

越谷市地域福祉計画検討委員会作業部会構成員名簿

役職	所属・職名
リーダー	福祉部副参事（兼）社会福祉課長
サブリーダー	福祉部社会福祉課保護担当副主幹
サブリーダー	福祉部社会福祉課保護担当副主幹
部会員	企画部企画課企画担当副主幹
部会員	協働安全部市民活動支援課協働推進担当主査
部会員	協働安全部危機管理課危機管理担当副主幹
部会員	福祉部高齢介護課給付担当主査
部会員	福祉部高齢介護課長寿政策担当副主査
部会員	福祉部障害福祉課副主幹（兼）障害福祉推進係係長
部会員	福祉部障害福祉課自立支援担当副主幹
部会員	福祉部国民健康保険課副主幹（兼）給付係係長
部会員	子ども家庭部子育て支援課副主幹（兼）少子政策係係長
部会員	子ども家庭部保育課副課長（兼）管理係係長
部会員	保健医療部市民健康課成人保健担当主査
部会員	環境経済部産業支援課商工観光担当主査
部会員	教育総務部生涯学習課生涯学習担当主査
部会員	学校教育部指導課生徒指導担当主査

4. 越谷市地域福祉計画策定経過

年 月 日	内 容
平成24年 5月28日	第1回 地域福祉推進協議会 ・第1次地域福祉計画の評価について
6月26日	第1回 検討委員会 ・地域福祉計画策定の基本方針について ・第1次地域福祉計画の評価について ・地域福祉に関するアンケート調査について
6月18日～ 7月9日	越谷市の地域福祉に関するアンケート調査実施
7月9日	第1回 作業部会 ・地域福祉計画策定の基本方針について ・地域福祉に関するアンケート調査 ・計画書の構成（案）について
8月22日	第2回 地域福祉推進協議会 ・地域福祉に関するアンケート調査報告について ・地域福祉講座（シンポジウム）について（案）
8月28日	第2回 作業部会 ・地域福祉に関するアンケート調査報告について ・第2次越谷市地域福祉計画の素案について
9月25日	第3回 作業部会 ・第2次越谷市地域福祉計画の素案について
10月3日	第3回 地域福祉推進協議会 ・第2次越谷市地域福祉計画素案について
10月5日	第4回 作業部会 ・第2次越谷市地域福祉計画の素案について
10月25日	第2回 検討委員会 ・第2次越谷市地域福祉計画の素案について
11月6日	平成24年度地域福祉講座（シンポジウム）の開催
11月15日～ 12月14日	パブリックコメント（意見公募）の実施
平成25年 1月22日	第4回 地域福祉推進協議会 ・第2次越谷市地域福祉計画（素案）について ・平成24年度地域福祉講座について（報告）
1月25日	第5回 作業部会 ・意見公募の結果について ・第2次越谷市地域福祉計画（素案）について
2月19日	第3回 検討委員会 ・意見公募の結果について ・第2次越谷市地域福祉計画（案）について

5. 越谷市社会福祉審議会条例

平成26年12月22日
条例第60号

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第7条第1項及び第12条第1項、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第25条の規定に基づき、越谷市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所管事項)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 社会福祉に関する事項
- (2) 児童福祉に関する事項
- (3) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員の設定に関する事項
- (4) 子ども・子育て支援事業計画に関する事項
- (5) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況
- (6) 幼保連携型認定こども園の設置等の認可、事業停止命令及び認可の取消しに関する事項

(組織)

第3条 審議会は、委員50人以内で組織する。

2 審議会は、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

3 委員及び臨時委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 社会福祉事業従事者
- (3) 学識経験者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げないものとする。

2 委員に欠員が生じたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 臨時委員の任期は、第1項の規定にかかわらず、特別の事項に関する調査審議が終了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 審議会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、委員長が招集する。

2 会議の議長は、委員長をもって充てる。

3 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門分科会)

第7条 審議会に、次の各号に掲げる専門分科会を置き、専門分科会が処理する事務は、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 民生委員審査専門分科会 民生委員の適否の審査に関する事項を調査審議する。

(2) 障害者福祉専門分科会 身体障害者の福祉に関する事項その他障害者の福祉に関する事項を調査審議する。

(3) 児童福祉専門分科会 子ども・子育て支援事業計画に関する事項その他児童の福祉に関する事項を調査審議する。

(4) 地域福祉専門分科会 地域福祉に関する事項を調査審議する。

2 専門分科会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

(審査部会)

第8条 審議会は、障害者福祉専門分科会に審査部会を設ける。

2 審査部会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

(準用)

第9条 第5条及び第6条の規定は、第7条の専門分科会及び前条の審査部会について準用する。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、福祉部福祉推進課において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(越谷市児童福祉審議会条例及び越谷市障害者施策推進協議会条例の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 越谷市児童福祉審議会条例(平成13年条例第25号)

(2) 越谷市障害者施策推進協議会条例(平成18年条例第6号)

(越谷市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 越谷市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和36年条例第4号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(越谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

- 4 越谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第21号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(越谷市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

- 5 越谷市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第22号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

6. 越谷市社会福祉審議会条例施行規則

平成27年3月25日

規則第28号

(趣旨)

第1条 この規則は、越谷市社会福祉審議会条例（平成26年条例第60号。以下「条例」という。）第11条の規定に基づき、越谷市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(専門分科会)

第2条 専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。）に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

2 民生委員審査専門分科会に属すべき委員は、社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）第2条第1項に定めるところによる。

3 専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。）の決議は、重要又は異例な事項を除き、これをもって審議会の決議とする。

(審査部会)

第3条 審査部会に属すべき委員及び臨時委員は、社会福祉法施行令第3条第2項に定めるところによる。

2 審査部会の決議は、これをもって審議会の決議とする。

(会議の通知)

第4条 委員長は、条例第6条第1項の規定により審議会の会議を招集しようとするときは、会議に付する案件並びに会議の開催日時及び場所を定め、あらかじめ委員及び当該案件に関係のある臨時委員に通知するものとする。

(会議の公開)

第5条 審議会（民生委員審査専門分科会及び審査部会を除く。）の会議は、公開とする。ただし、審議事項により必要と認める場合は、非公開とすることができる。

(意見の聴取等)

第6条 審議会は、必要に応じて委員及び臨時委員以外の関係者に対し、審議会の会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(準用)

第7条 第4条及び前条の規定は、専門分科会及び審査部会について準用する。

(庶務)

第8条 専門分科会及び審査部会の庶務は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める課において処理する。

- (1) 民生委員審査専門分科会 福祉部福祉推進課
- (2) 障害者福祉専門分科会 福祉部障害福祉課
- (3) 児童福祉専門分科会 子ども家庭部子育て支援課・子ども育成課
- (4) 地域福祉専門分科会 福祉部福祉推進課
- (5) 審査部会 福祉部障害福祉課

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

越谷市社会福祉審議会地域福祉専門分科会委員構成

(敬称略)

No	区分	委員	役職名	備考
1	社会福祉事業従事者	福澤 辰幸	越谷市社会福祉協議会常務理事 兼事務局長	副分科会長
2	社会福祉事業従事者	松本 實	越谷市私立保育園・認定こども園協会 役員	
3	社会福祉事業従事者	高野 淑恵	越谷市手をつなぐ育成会会長	
4	社会福祉事業従事者	臼倉 誉治	越谷市民生委員・児童委員協議会会長	
5	学識経験者	戸巻 正	越谷市コミュニティ推進協議会副会長	
6	学識経験者	井口 伸一	越谷市自治会連合会理事	
7	学識経験者	小柳 ユミ子	越谷市精神障害者を守る会書記	
8	学識経験者	山口 隆志	越谷市PTA連合会常任理事	
9	学識経験者	関口 庸進	越谷地区保護司会会長	
10	学識経験者	新美 由美子	越谷市ボランティア連絡会会長	
11	学識経験者	高橋 直三郎	越谷市薬剤師会顧問	
12	学識経験者	北山 隆司	越谷市老人クラブ連合会副会計	
13	学識経験者	木下 聖	埼玉県立大学保健医療福祉学部 社会福祉子ども学科准教授	
14	学識経験者	森 恭子	文教大学人間科学部人間科学科准教授	分科会長
15	学識経験者	永盛 明代	公募委員	
16	学識経験者	長谷川 敦子	公募委員	

(平成 29 年 3 月 1 日現在)

7. 越谷市地域福祉計画改定経過

年 月 日	内 容
平成 28 年 8 月 9 日	第 1 回 地域福祉専門分科会 ・地域福祉計画の計画期間延長について ・地域福祉計画の計画期間延長に伴う改定について
11 月 21 日	第 2 回 地域福祉専門分科会 ・地域福祉計画改定の基本方針について ・地域福祉計画改定のスケジュールについて
平成 29 年 2 月 8 日	第 3 回 地域福祉専門分科会 ・地域福祉計画改定版(素案)について
3 月 15 日～ 4 月 13 日	パブリックコメント(意見公募)の実施
7 月 21 日	第 1 回 地域福祉専門分科会 ・地域福祉計画改定版(最終案)について

8. 地域福祉ネットワーク推進モデル事業のこれまでの取り組み

年度	内 容
平成 25 年	地域福祉ネットワーク推進モデル事業の実施 内 容：①アンケート調査の実施 ②ワークショップ形式によるヒアリング調査の実施と人材の育成
平成 26 年	地域福祉懇談会の開催 内 容：地区コミュニティ推進協議会、民生委員・児童委員、福祉推進員を対象に市内 5 地区(新方・出羽・大相模・大沢・南越谷)で懇談会を実施地域福祉計画の重点施策である地域福祉ネットワーク構築に関する資料として「地域福祉・支えあいレポート」を作成
平成 27 年	地域福祉懇談会の開催 内 容：平成 26 年度に実施した市内 5 地区の意見を踏まえ、地区コミュニティ推進協議会、民生委員・児童委員、福祉推進員を対象に市内 8 地区(桜井・大袋・荻島・増林・越ヶ谷・北越谷・蒲生・川柳)で懇談会を実施地域の多様な主体による生活支援の仕組みを具現化していくための資料として「地域福祉・活動推進レポート」を作成

9. 用語解説

【あ行】

●NPO

民間非営利組織。「Non-Profit Organization」「Not-for-Profit Organization」の略。利益の追求よりも社会的な使命の実現を優先して活動する民間組織（団体）のことで、平成10年12月にNPO法（特定非営利活動促進法）が施行され、福祉や地域づくりなどを行う市民活動団体が比較的簡単に法人格を取得できるようになった。

【か行】

●介護保険制度

40歳以上の人が入会する保険であり、疾病や加齢により介護を必要とする状態になった場合に、適切な負担で自分に合った介護サービスを選択・利用しながら、住み慣れた環境で生活し続けられるよう、高齢者を社会全体で支え合うため平成12年4月から開始された。

●ガイドヘルパー

障がい者の外出などを支援する人のことで、歩行や車いすの介助のほか、交通機関や病院などでの障がい者の意思伝達など、幅広く手助けする。

●グループホーム

地域社会の中にある住宅において、数人の高齢者や障がい者が共同で生活する形態で、専任の世話人によって食事や日常生活に必要なサービスが提供されるもの。認知症高齢者のグループホームや知的障がい者グループホーム、精神障がい者グループホームがある。

【さ行】

●災害時要援護者

災害時において、特に配慮を要する者をいい、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊婦等があげられる。

●社会福祉法

わが国における福祉サービスの基礎をなす法律。社会福祉の目的や理念、原則などを盛り込み、社会福祉事業の範囲や社会福祉協議会、福祉事務所、社会福祉主事、社会福祉法人など、社会福祉の基礎構造に関する規定とともに、市町村地域福祉計画などの作成や、そのほかの地域福祉の推進を図るための規定が定められている。

●社会福祉法人

社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法の定めるところにより設立された法人。社会福祉事業の公共性から、その設立・運営に係る規制が定められている。

●障害者総合支援法

障がい者の地域生活と就労を進め、自立を支援するという観点から、障害者基本法の基本理念に基づき、これまで障がい種別ごとに異なる法律に基づいて自立支援の観点から提供されてきた福祉サービス・公費負担医療等について、共通の制度の下で一元的に提供する仕組みとして、平成 18 年に施行された障害者自立支援法が改定され、新たに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）が平成 25 年から施行された。これにより、新たに障がい者の範囲に難病が追加されたほか、障害支援区分が創設されるなどの改定がされた。

●障害者福祉センターこぼと館

障がい者の各種相談に応じるとともに、外出や就労の機会の得られない障がい者に機能回復訓練や創作的活動、レクリエーション活動などの機会を提供する施設。「こぼと館」では、障がい者の社会参加や自立促進のため、講習会の実施及び障がい者ボランティアの育成のための講座も行っている。また、ボランティア実習の場としても受け入れを行っている。

●ジョブコーチ

職場で障がい者に仕事を教えることを主な役割とする狭義のものと、アセスメントからフォローアップに至る就労支援プロセス全体を担う広義の理解があるが、今日では広義のジョブコーチの重要性が認識されてきている。

●シルバー人材センター

企業や家庭、公共団体などからさまざまな仕事を引き受けて、地域の経験豊かな高齢者に仕事を提供する団体。働くことを通じて高齢者の生きがいや健康づくりを進め、活力ある地域社会づくりに貢献することを目的としている。

●人材バンク

個人の特技や技術などを持つ市民を登録し、講習会の講師やイベントへの出演などに活用する仕組みのこと。

●成年後見制度

認知症・知的障がい・精神障がいなどの理由で判断能力が不十分な方々が公的手続きなどの法律行為を行う場合に、一人で行うことが難しい契約の締結や本人にとって不利益な契約を取り消すことによって、本人を保護・支援する制度。

●自主防災組織

「自分たちのまちは、自分たちで守る」という、地域住民の自衛意識と連帯感に基づいて結成される防災組織。地域（自治会や町会）単位で組織し、地震や風水害などの災害発生時に地域で自主的に防災活動を行う。

●人権の花運動

小学生「人権の花運動」とは、昭和57年法務省・全国人権擁護委員連合会が人権啓発活動の一環として実施、平成7年以後、全国の小学校を対象として進められている事業。児童がお互いに協力し合って、草花を栽培し、そのことを通して相手の立場を考えること、協力・感謝の心を学び取るとともに、子ども一人ひとりの心に「思いやりの心」を育むことを目的として実施しているもの。

【た行】

●地域子育て支援センター

子育て中の方々の交流や親子のふれあい交流を促進するため、子育てに関する講座や情報の提供を行っている。ほかにも、子育てに関する相談や子育てサークルの育成支援なども行っている。

●地域包括支援センター

平成17年の介護保険制度改正によって定められた、高齢者の保健・福祉・医療の向上、権利擁護、関係機関のネットワークづくり、介護予防ケアマネジメントなどを総合的に行う機関で、各市区町村に設置された。センターには、保健師等、主任ケアマネジャー、社会福祉士が配置され、専門性を活かして相互に連携しながら業務にあたっている。

【な行】

●ネットワーク

連絡網のこと。「福祉のネットワークづくり」とは、福祉の活動を行ういろいろな組織や団体、個人個人がお互いに連絡を取り合い、協力して活動できるような連絡網をつくらうということ。

●ノンステップバス

車両の一部あるいは全体について、床の高さを下げ、床面までのステップをなくしたバス。歩道のかさ上げにより、ほぼ平面移動でバスに乗降可能となる。

【は行】

●バリアフリー

障がいのある人が社会生活をしていく上で妨げとなる障壁（バリア；Barrier）となるものを除去（フリー；Free）するという意味で、建物や道路の段差など生活環境上の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く社会参加を困難にしている制度や意識、情報の活用などにおける障壁の除去も必要であるとされている。

●福祉サービス第三者評価制度

事業者でも利用者でもない第三者の多様な評価機関が、専門的かつ客観的な立場から、福祉サービスの内容や質、事業者の経営や組織のマネジメントの力などを評価すること。

●福祉保健オンブズパーソン制度

越谷市では、福祉保健サービス利用者からの市やサービス提供事業者に対する苦情に対し、公平・中立な立場で迅速に解決するため、平成14年12月から「福祉保健オンブズパーソン」を設置している。オンブズパーソンがサービス利用者からの苦情申立てを受け調査を行い、市に対し制度の改善などについて提言する。

●保育ステーション

都内への電車通勤者が多い状況を踏まえ、多様な保育ニーズに対応し子育て世帯を支援するため、一時預かり、送迎保育、育児相談等の事業を利便性の高い駅に近い場所で開催している。

【ま行】

●民生委員・児童委員

民生委員法に基づき、厚生労働大臣が委嘱し、児童福祉法に定める児童委員も兼ねている。職務は、地域住民の生活状態の把握、要援助者の自立への相談援助・助言、社会福祉事業者または社会福祉活動者との密接な連携・活動支援、福祉事務所そのほかの関係行政機関の業務への協力など。

【や行】**●ユニバーサルデザイン**

身の周りの品物から住宅、建物、都市空間のデザインまで、すべての人が使いやすいように考慮してつくられた汎用性のある製品、環境、情報の構築実現を目指したもの。1990年代から普及してきた新しいものづくりの考え方。

【ら行】**●ライフステージ**

人の一生の中での各段階、世代。たとえば「幼年期」や「高齢期」などの区分。

●レスパイトサービス

障がい者を一時的に預かることにより、在宅で障がい者を介護する親・家族に対して、休息とリフレッシュの時間を提供し、日頃の介護から離れて心身の疲れを回復できるようにするための援助。

●老人福祉センター

健康で生きがいのある生活が送れるよう、60歳以上の方を対象に、健康の増進・教養の向上等、自主活動の場とし、また教養講座や健康相談事業なども行っている。

第2次越谷市地域福祉計画改定版
平成29年10月

発行 越谷市
〒343-8501
埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号
TEL 048-964-2111（代表）
URL <http://www.city.koshigaya.saitama.jp/>



こしがや